# 「グループホーム錦の里」運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人いわき会が設置するグループホーム錦の里(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の 心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 8 前各項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成30年寝屋川市条例第55号)に定める内容を遵守し、事 業を実施するものとする。

## (事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、 事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 グループホーム錦の里
- (2) 所在地 大阪府寝屋川市錦町 20 番 5 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に おいて規定されている指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の実 施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名以上(常勤職員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

(3) 介護職員 8名以上 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

## (利用定員)

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

(内訳 1階ユニット 9名、2階ユニット 9名)

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第7条 事業所で行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。
- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4)相談·援助等

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

- 第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、 短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用認 知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

#### (介護計画の作成)

- 第9条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの 提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地 域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する ための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介 護〕計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護 従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用 する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護 〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行 うものとする。

## (利用料等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その サービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを 受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。
- 3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
- (1) 入居一時金 300,000円
  - ※入居後1年以内に退去される場合は20万円を返金します。1年~2年以内に退去される場合は10万円を返金します。
  - ※短期利用認知症対応型共同生活介護については、入居一時金を不要とする。
- (2)居室利用料 2,200円(日額)
- (3) 運営管理費 1.000円(日額) (內訳:水道光熱費、建物維持管理費、清掃費)
- (4)食費の提供に要する費用 1,380円(日額) 内訳(朝食280円、昼食600円(おやつ含む)、 夕食500円)
- (5) 日用品費(シャンプー、リンス、タオル、毎食時のおしぼり等の日用品費を提供します。個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによるフェイスタオル、バスタオル等) 実費
- (6) おむつ代 紙おむつ102円/1枚 紙パンツ102円/1枚 尿とりパッド51円/1枚
- (7) 寝具リース代(寝具1式) 1.020円/1月
- (8) 教養娯楽費(入居者様の教養娯楽として日常必要なものを提供します。) 実費
- (9) 日常生活管理費(日常生活費(小遣い等の小口現金)の管理) 2.000円/1月
- (10) 理美容代 カット2, 040円/1回 シェービング510円/1回
- (11) クリーニング(高額な衣服や特殊な素材の衣服の場合) 実費
- (12) その他の料金 (コピー代、行事費、予防接種料等) 実費
- (13) 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 4 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した 上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護 にあっては要支援状態)であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がな い者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
- (1) 認知症に伴う著しい精神症状がある場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの 確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居の際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の 継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情 報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と 連携を図ることとする。

## (衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(リモートで行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を 行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定 めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困 難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕 の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所 等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、 防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を 行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## (協力医療機関等)

- 第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する とともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第 6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定 感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決める ように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

## (苦情処理)

- 第16条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## (虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(リモートで行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (身体的拘束)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと)を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(リモートで行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## (地域との連携など)

- 第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等 地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措 置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第22条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(リモートで行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症 介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のた めに研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスの完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人いわき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

- この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- この規程は、平成23年8月2日より前項を改定して実施する。
- この規程は、平成30年11月15日より前項を改定して実施する。
- この規程は、令和元年10月1日より前項を改定して実施する。
- この規程は、令和7年10月15日より前項を改定して実施する。